

指定管理施設運営方法等の見直しについて

1 見直し事項

市（高齢者福祉課所管）の指定管理施設（デイサービスセンター、4 施設）は、平成 25 年度末で指定管理期間が終了するため、譲渡が可能な施設については、優先順位の高い施設から公共的団体等に譲渡実施する予定である

2 見直し理由

- (1) デイサービスセンターは、既に民間でも広くサービスが行われており、今後も市が主体となってサービスを提供する必要性が低くなったため。
- (2) 市が所有しているデイサービスセンターは指定管理者制度で管理運営を行っているが、指定管理者の運営（指定管理者に対して管理料等の支払はなく、介護報酬及び利用者が払う利用料金を収入として事業を運営）により、介護保険制度のもとサービスが行われており、市が関与出来る部分が少ないため。
- (3) 近年のデイサービスセンター全般の運営状況からみると、修繕、減価償却等を行っても十分に安定的な経営が見込まれるため。

3 市所有デイサービスセンター一覧

デイサービスセンターとは、要介護（要支援含）の方を対象に、日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行う施設。

	施設名	所在	運営方法等	特記事項
1	地頭方デイサービスセンター	新庄	譲渡	・民有地（借地） ・既に民間で広くサービスが行われており、今後とも市で提供する必要性に乏しい。
2	相良デイサービスセンター	波津	譲渡	・既に民間で広くサービスが行われており、今後とも市で提供する必要性に乏しい。
3	デイサービスセンターうたり	静波	指定管理継続	・さざんか内の施設であるため指定管理を継続し、今後 3 年間で用途変更も含め継続を検討する。
4	デイサービスセンターしずなみ	静波	指定管理継続	・榛原庁舎近接、駐車場・児童クラブ隣接のため一体的に市の施設として利用の余地があるため指定管理を継続し、今後 3 年間で用途変更も含め継続を検討する。

4 譲渡による効果について

対象者	効果
牧之原市	大規模修繕費や建物保険料等の抑制
事業者	長期にわたり安定した経営が見込まれる。 介護の方針及びニーズに応じた施設の改修によるサービスの向上 修繕計画による維持管理費等の経済性の向上

5 スケジュールについて

年	指定管理		施設譲渡	
25	7~8月	指定管理者募集開始 (7~8月)	7~8月	譲渡先募集開始 (7~8月)
	9~10月	審査 (指定管理者選定委員会)	9~10月	審査 (委員会)
	12月	指定管理者指定議案提出	12月	譲渡議案提出
26	3月	協定の締結	3月	譲渡契約の締結 (所有権移転)
	4月	指定管理開始	4月	事業開始
平成26年度 平成27年度 平成28年度	指定管理期間中に継続・用途変更等を検討			
平成29年度 平成30年度	継続の場合 2年間指定管理期間を自動更新			